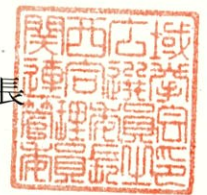


関広選告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する関西広域連合における請求権を有する者の総数の50分の1の数及びその総数の3分の1の数（40万を超え、80万以下の場合にあっては、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年6月18日

関西広域連合選挙管理委員会委員長



1. 関西広域連合条例の制定又は改廃及び関西広域連合の事務の執行に関する監査に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数 357,422人
2. 関西広域連合議会の解散、関西広域連合の広域連合長、副広域連合長、選挙管理委員及び監査委員の解職並びに関西広域連合規約変更要請の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 2,333,886人
3. 関西広域連合議会の議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
 - 滋賀県 243,253人
 - 京都府 357,092人
 - 大阪府 1,007,416人
 - 兵庫県 660,941人
 - 奈良県 238,236人
 - 京都市 242,556人
 - 大阪市 382,383人
 - 神戸市 254,115人

4. 関西広域連合議会の議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

和歌山県	194,863人
鳥取県	141,502人
徳島県	166,237人
堺市	179,482人